

本巢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(概要版)

都市計画の目標

【都市づくりの基本理念】

『自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢』

【都市づくりの目標】

① 活力を創造するまちづくり	・インターチェンジを活用した企業誘致による新たな産業の創出 ・広域ネットワーク形成による既存企業と連携した活力の向上
② 快適に暮らせるまちづくり	・適正な土地利用の規制・誘導による集約型都市構造の維持 ・道路ネットワークの形成と生活基盤の充実による快適性の向上
③ 魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり	・豊かな自然や歴史文化資源の保全・活用による魅力の向上 ・自然災害に強い防災・減災まちづくりの推進

区域区分の有無

本区域においては市街地の拡大の可能性はあるものの、区域区分によらずとも用途地域による誘導や、特定用途制限地域の指定により、無秩序な市街化を抑制し、良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分は定めません。

主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

住居系	・南部及び中央部に集積がみられる既成市街地は、低層・低中層の住宅を基本とした居住環境の保全を図るとともに、日常生活に必要な施設の立地による生活利便性の向上と、生活基盤となる道路等の維持・整備に努めます。
商業系	・中央部の商業地域は、既存の集積を活用し、(仮称)糸貫インターチェンジの整備による広域的な交流によるにぎわいの場として、商業施設をはじめとする各種サービス施設の集積立地を誘導するとともに、地域住民や周辺都市住民の利用に配慮した利便性の高い空間形成を図ります。 ・既存の大型商業施設が集積する地区を大規模集客施設立地エリアとして位置付け、機能の発展・維持を進めます。 ・交通状況、自然環境、騒音・廃棄物の発生等の周辺環境への配慮や、無秩序な開発の誘引による公共コストの増加、地域固有の価値の破壊を招かないように、計画的な開発を目指した各種制度による規制・誘導を行います。
	【優先的かつ計画的に市街化(用途地域指定)を図るべき区域】政田地区
工業系	・中央部、南部及び南西部の工業地域は、大規模工業施設や地域産業を支える工場等の集積立地及び機能維持を図るとともに、周辺の居住環境、営農環境への影響に配慮するように誘導します。
	【優先的かつ計画的に市街化(用途地域指定)を図るべき区域】温井地区

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通体系	・広域都市圏を結ぶ(都)東海環状自動車道については、早期整備を目指します。 ・本巢市道路網整備計画に基づく計画的・効率的な整備を進めます。 ・(仮称)糸貫インターチェンジへのアクセス道路であり、生活や産業に必要な(都)糸貫インター線((国)157号)、(都)長良糸貫線及び(市)糸貫0007号線の整備を推進するとともに、南北方向の軸となる(国)157号及び(主)北方多度線の整備に向けた検討を進めます。 ・隣接する岐阜都市計画区域との連絡道路として、北方町の(都)運動場加茂線の整備進捗を踏まえ、新たな道路整備を検討します。 ・樽見鉄道を「公共交通軸」と位置付け、鉄道事業者及び関係機関との協力体制のもとでサービス水準の向上を目指すとともに、鉄道施設の維持・改善を推進し、利便性の向上と利用促進を図ります。 ・樽見鉄道の主要駅では、周辺基盤整備の推進やバス等のその他の交通との連絡性の向上により、公共交通ネットワークの推進を図り、利用者の利便性向上に努めます。 ・バス路線については市民の利便性を高めるため、バス事業者や近隣市町と連携を図り、運行ルートや便数の見直しや路線の再編を検討します。 ・社会情勢の変化等を十分に勘案し、より一層効率的な地域のまちづくりを進めるため、必要に応じて都市計画道路の見直しを行い、都市計画道路の整備を推進します。
下水道	・河川の水質保全を図るため下水道への接続を促進し、生活排水の適正処理に努めます。
河川	・犀川、政田川では河川改修を進めるとともに、糸貫川等の主要な河川では河川沿いの状況に応じて緑化や遊歩道の適正な管理により、美しい河川風景を眺めながら歩ける空間を確保します。 ・席田用水(糸貫川)のゲンジボタル等、住民に身近で優れた生態系が維持されている自然は、地域住民の取組みと合わせて積極的な保全を図ります。 ・災害に対応するため、河川等の改修や重要水防箇所における水防活動に努めます。さらに、民間開発等の宅地化に伴う雨水調整機能の確保、雨水排出抑制について適正に指導します。 ・従前から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

・市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行います。その上で、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

・積極的に守り、継承すべき自然を明確化して、保全と共生を原則とした都市活動を促すとともに、親水空間等の自然と身近に接することができる空間づくりを進めます。
・自然に囲まれた集落地の生活環境整備や(都)東海環状自動車道等の都市基盤整備に伴う新たな土地利用に際しても、「自然的環境の保全と共生」を前提とした開発を考えます。
・快適で潤いのある生活環境を形成するために、各地域のまちづくりに合わせて、住民が利用しやすい都市公園等の整備・保全を図るとともに、地域住民の取組みと連携した公共空間・民有地での緑化を進めます。

